

阪南市 介護用品給付事業のご案内

阪南市健康福祉部介護保険課

■目的

在宅で要介護状態にある高齢者に対し、介護する家族の身体的・経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図る

■対象者

以下の項目【すべて】に☑該当する高齢者を在宅介護している同居家族

- 阪南市に住所がある
- 常時おむつの使用が必要
- 生活保護を受けていない
- 要介護認定で『要介護3・4・5』のいずれかを受けている
- 世帯全体（世帯分離を含む）が市民税非課税
- 自宅で生活している（入院中や施設※¹ 入所中でない）

施設※¹：介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など



独居（1人暮らし）の方は対象外です。
要介護状態であっても、
【在宅で独居であり、家族介護を受けていない場合】
は対象とならないのでご注意ください。

■支給額（補助額）

1か月あたり5,000円以内

■支給品目

- (1)紙おむつ (2)尿取りパット (3)おむつカバー (4)使い捨て手袋
(5)清拭剤 (6)ドライシャンプー (7)阪南市指定可燃ごみ袋

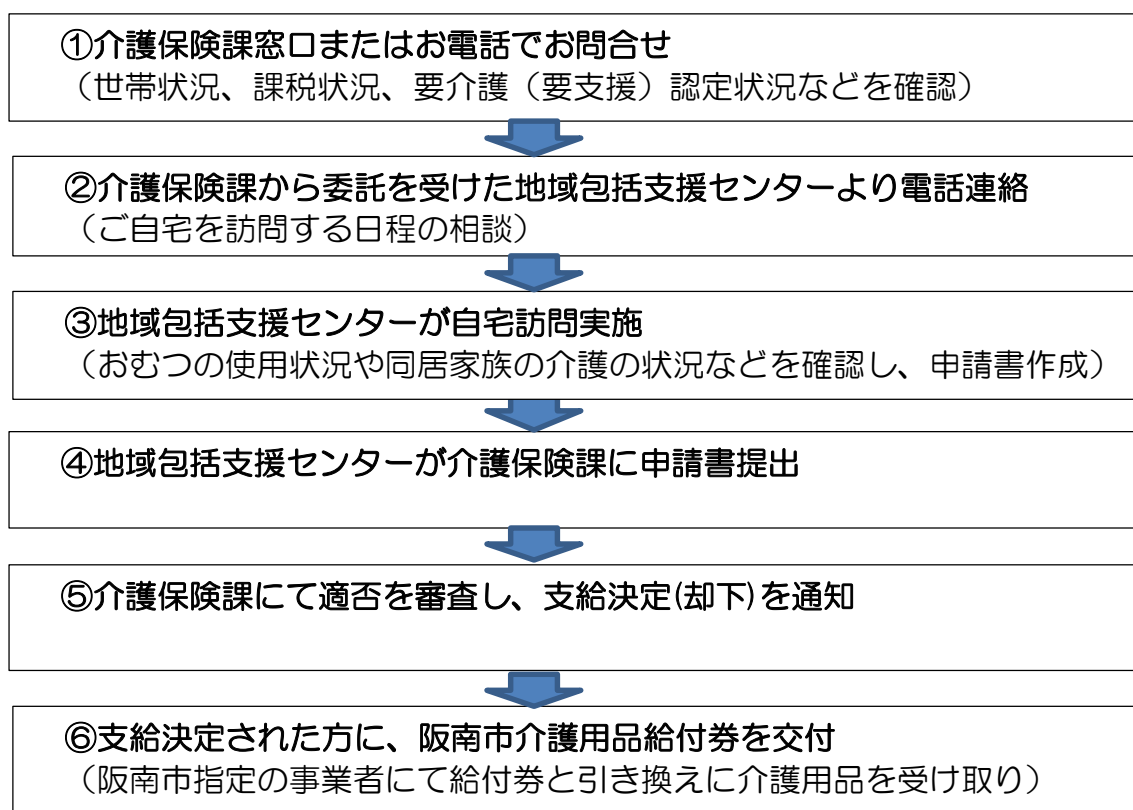
■利用方法

阪南市指定の事業者（別紙一覽）で給付券と引き換えに介護用品を受けとります

■【給付券の交付スケジュール】

- ※ 新規申請の方：申請した月の翌月から交付
- ※ 継続利用の方：毎年4月と7月に交付
- ※ 毎年7月に、世帯全員の課税状況を確認

■申請の流れ



■注意事項

以下の場合、介護保険課に変更を届出のうえ、交付された給付券を返還願います。
なお①～⑥に該当した時点(月)以降、翌月分からは返還対象になります！
ご使用にはご注意ください。

- ①阪南市から転出した
- ②医療機関に入院、施設^{※1}入所、入居した
- ③介護用品を使用しなくなった
- ④市民税非課税世帯でなくなった
- ⑤要介護区分が要介護3から要介護5までに該当しなくなった
- ⑥死亡した

※氏名を変更したとき、または市内(阪南市内)転居したときは
送付先等の変更がありますのでご連絡をお願いいたします。

問い合わせ先：阪南市健康福祉部介護保険課
〒599-0292 阪南市尾崎町 35-1
TEL 072-489-4526 FAX 072-473-3504
E-MAIL kaigo@city.hannan.lg.jp